

平成23年度 監査計画

平成23年3月25日

鶴ヶ島市監査委員

平成23年度 年間計画

1 監査等の基本方針

平成23年度における監査等については、次に掲げる事項を基本方針とし、鶴ヶ島市監査基準及び鶴ヶ島市監査等の着眼点に基づいて、事務事業等の内容を検証し、指導的な監査、検査、審査を行うものとする。

なお、監査計画の実施に当たっては、個々の監査が有機的に関連し、総合的にその成果が上がるように留意するものとする。

- (1) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。
- (2) 予算執行及び財産管理等が適正かつ効率的に実施されているか。
- (3) 事務事業等が計画的かつ適切な内容と規模で実施され、経済的かつ効果的に運営されているか。

2 監査等の種別

平成23年度に行う監査等の種別及びその目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 監査

定例監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項）
この監査については、財務会計を中心とした市の事務事業及び工事が適正に執行され、かつ効率的に行われているか否かを確認することを目的として行う。

また、市の経営に係る事業の管理が、効率性、経済性・有効性の視点で実施されているかを併せて監査するものとする。

随時監査（法第199条第1項及び第5項）

この監査については、必要があると認めるとき、定例監査に準じて行う。

行政監査（法第199条第2項）

この監査については、必要があると認めるとき、市の事務又は市長若しくは委員会若しくは委員の権限に属する事務（国の法定受託事務等を除く）の執行が適性かつ効率的に行われているか否か確認する必要があると認める場合、ま

た、法令等の規定に従って適正に行われているか否か確認する必要があると認める場合、適宜行う。

なお、特段、必要がないと認められた場合には、当該監査趣旨を定例監査に含めて実施する。

市議会又は市長の要求による監査（法第98条第2項又は法第199条第6項）

この監査は、市議会及び市長の要求があったときに、その要求に係る事項について行う。

補助団体等の監査（法第199条第7項）

この監査は、市が財政的援助を与えている団体若しくは出資・支払保証団体、信託の受託者又は公の施設の指定管理者を対象とし、補助金等が適正に執行され、かつ、所期の目的を達成しているか否か確認することを目的として行う。

なお、緊急に監査を行う必要があると認めるとき、又は市長からの監査要求があったときは、その団体を追加して実施する。

監査請求による監査

ア 直接請求監査（法第75条）

この監査は、選挙権を有する者から、その総数の50分の1以上の者の連署を持って、その代表者から市の事務の執行に関する監査の請求があったとき、その請求内容の適否を決定するために行う。

イ 住民監査請求監査（法第242条）

この監査は、住民が市長、委員会又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課・徴収、財産の管理を怠る事実があると認めるときに、住民から、これらを証する書面を添えて監査の請求があったとき、その請求内容の適否を決定するために行う。

賠償責任監査（法第243条の2第3項）

この監査は、財務会計を掌る職員等が故意又は重過失によって、又は違法若しくは怠る事実によって市に損害を与えたと市長が認め、市長から、その事実確認、当該職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定に係る監査の求めがあった場合、その求めに応じて行う。

公金の収納等の監査（法第235条の2第2項）

この監査は、指定金融機関等が行う公金の収納又は支払いの事務について、監査を行う必要があると認めるとき、又は市長からの求めに応じて行う。

(2) 検査

例月出納検査（法第235条の2第1項）

この検査は、会計管理者の行う現金（歳入歳出外現金及び基金に属する現金を含む。）の出納事務が適正に行われているか確認することを中心に、毎月25日を例日として行う。

(3) 審査

決算審査（法第233条第2項）

会計年度終了後、各会計に係る決算（付属書類を含む。）が市長から審査に付されたとき、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、決算等の計数は正確であるか否か確認することを目的として行う。

基金運用状況審査（法第241条第5項）

市長から定額の資金を運用する基金の運用状況について、決算審査に合わせ、審査に付されたとき、基金の運用状況が適正に行われているか、また、その運用状況を示す書類の計数が正確であるか否か確認することを目的として行う。

(4) 財政健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、市長から審査に付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる資料が適正に算定されているか否かを目的として行う。

3 監査執行上の留意点

監査の実効性を確保するため、改善意見に係る措置状況について、必要に応じて追跡調査を行う。

4 監査等の実施

平成23年度に行う監査等は、別に策定する「平成23年度実施計画」に基づき実施する。

平成23年度 実施計画

1 監査等の実施

平成23年度に行う監査等は、別添「平成23年度 監査等実施計画表」に基づき実施する。

2 監査実施要領

(1) 監査等の方法

監査等実施通知

監査等の実施にあたっては、特別の場合を除き、監査マニュアルに基づき、監査等の種別、期日、場所等を、あらかじめ、関係者（監査対象課等の長その他の関係者）に通知する。

監査等資料の提出

監査等を行うに当たり、関係者から提出を求める資料は、監査等の種別によって分類した「別表 監査等提出資料一覧表」に記載したものとする。ただし、状況の変化に応じて、提出資料の変更等の措置を講じるものとする。

事務局職員による事前調査及び報告

事務局長をはじめとする職員は、監査委員の命により、監査委員の監査等に先立つ事前調査を行い、その結果を監査委員に口頭又は文書によって報告するものとする。

監査等の実施

監査等は、監査等提出資料一覧表に記載した関係諸帳簿及び関係書類の調査並びに関係者に対する聴き取り調査によって行うことを原則とする。ただし、諸事情を考慮し、案件によっては、現地監査を行うものとする。

(2) 監査等結果の報告及び公表に係る確認事項

監査等を行ったときは、その結果に関する報告（報告に添える意見の決定を含む。）を合議により決定し、議会及び市長並びに関係のある法令に基づく委員会又は委員に提出する。なお、例月出納検査を除いた監査等の結果の公表は、鶴ヶ島

市公告式条例（昭和25年条例第8号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うと伴に、鶴ヶ島市ホームページに議会報告終了分を四半期毎にまとめて掲載する。なお、市ホームページには例月出納検査の結果も公表するものとする。

また、監査の結果に基づき、又は監査結果を参考にして、何らかの措置が講じられ、その旨の通知があった場合も同様とする。

3 各監査委員会への参加

全国、関東、埼玉県及び埼玉県西ブロック監査委員会への、監査委員の参加を予定する総会、研修会は、「平成23年度 監査等実施計画表」による。

4 関係部局への周知

平成23年4月1日付けで通知する「平成23年度監査実施計画について(通知)」により、全部課長へ周知する。

5 その他

監査委員は、必要に応じて本実施計画を臨機に変更することができる。

別表

監査等提出資料一覧表

監査等の種別	提出資料
定例監査	主要事業概要 所属別科目別歳入一覧表、所属別事業別歳出一覧表 課の機構及び事務分掌 ファイル基準表 勤務整理簿 超過勤務、休暇使用状況に関する書類 指定したファイリングフォルダー 契約一覧表 会計伝票の控え その他別に指示する書類
補助団体等の監査	【財政援助団体】 団体の概要（団体の機構及び事務分掌を含む）及び執行状況 定款又は規約等 予算書及び決算書 事業計画書及び事業報告書 金銭出納簿及び領収書等の収支を明らかにした書類 補助金等交付決定書 預金通帳の写し その他別に指示する書類 （所管課） 監査実施団体に係る補助金交付要綱等 監査実施団体からの補助金交付申請書等 監査実施団体に係る補助金交付決定書類 監査実施団体からの実績報告書

	<p>その他別に指示する書類</p> <p>【指定管理者】</p> <p>定款又は規約等</p> <p>以下委託業務に係るもの</p> <p>予算書及び決算書</p> <p>事業計画書、定期報告書及び事業報告書</p> <p>金銭出納簿及び領収書等の収支を明らかにした書類</p> <p>預金通帳の写し</p> <p>その他別に指示する書類</p> <p>(所管課)</p> <p>管理に関する基本協定書・年次協定書・合意文書含む</p> <p>定期報告書・事業報告書</p> <p>その他別に指示する書類</p>
<p>工 事 監 査</p>	<p>工事概要調書</p> <p>対象工事に係る関係書類及び図面並びに会計伝票</p> <p>その他別に指示する書類</p>
<p>例 月 出 納 検 査</p>	<p>収支現計表</p> <p>現金現在高表</p> <p>主な収入一覧・主な支出一覧(100万円以上のもの)</p> <p>歳入歳出執行状況及び現金現在高表</p> <p>基金に属する現金現在高表及び運用基金の運用収益額等累計表</p> <p>収支月計表(歳計外現金)等関係検査表</p> <p>金融機関の各預金残高証明書の写し(実施月:6月及び12月、他の月は、事務局で預金残高照合確認)</p> <p>該当月の会計伝票</p> <p>出資等に係る証券類(実施月:6月)</p> <p>その他別に指示する書類</p>

<p>決 算 審 査</p>	<p>地方自治法第 2 3 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 6 6 条第 2 項に掲げる書類 証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書 決算審査資料 所属別科目別歳入一覧表、所属別事業別歳出一覧表 主要事業一覧表 各種予算執行状況に関する調書 その他別に指示する書類</p>
<p>基金運用状況審査</p>	<p>地方自治法第 2 4 1 条第 5 項に掲げる書類 運用の状況を示す書類 その他別に指示する書類</p>
<p>財政健全化審査</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に基づく次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる算出資料 実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率</p>